

部 局 長 様

大津市新型コロナウイルス感染症危機対策本部長

新型コロナウイルス感染症に係る市の施設及びイベントに関する対策について
(9月30日までの取り組み・対策)

標記の件について、令和2年7月27日付け事務連絡で通知した方針に基づき対応いただいているところですが、本日開催された「滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部会議」における方針を踏まえ、9月30日までは、下記のとおり、現在の対策を継続することとします。

◆市の施設

使用制限の要請は行わず、入場制限等の実施も含め徹底した感染防止対策の実施を要請

◆市のイベント

国の方針や「コロナとのつきあい方滋賀プラン」に基づき、下記のと通りの対応とする。
なお、10月1日以降は、県の方針に基づき改めて決定する。

<イベント開催自粛の段階的緩和の基本的な考え方>

時期	収容率の目安	人数上限の目安
6/1~	【屋内】 50%以内	100人
	【屋外】 十分な間隔 ※できれば2m	200人
6/19~	【屋内】 50%以内	1,000人
7/10~9/30	【屋外】 十分な間隔 ※できれば2m	5,000人※

※ 7月17日から、全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定されている場合は、滋賀県新型コロナ対策相談コールセンターへの相談が必要。

滋賀県新型コロナ対策相談コールセンター：077-528-1344 (9時~17時(平日のみ))

<イベント開催自粛の段階的緩和の具体的な当てはめ>

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等	お祭り・野外フェス等	
				全国・広域	地域行事
6/1~	○ 100人または定員の50%のどちらか小さい方を目安 (屋外200人以下)	○ 100人または定員の50%のどちらか小さい方を目安	×	×	△ 100人または定員の50%のどちらか小さい方を目安 (屋外200人以下) ※特定地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
6/19~	○ 1,000人または定員の50%のどちらか小さい方を目安		○ 【無観客】		○ ※特定地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
7/10~9/30		○ 5,000人または定員の50%のどちらか小さい方を目安			

【イベント開催における注意点】

- ・手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある人は外出等を避けるなど、基本的な感染防止対策の徹底
- ・「業種別ガイドライン」に基づく行動、参加者の連絡先把握、LINE感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」の活用など
- ・全国的な移動を伴うものには、格段の注意を払う
- ・密閉空間で、大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応

「コロナとのつきあい方滋賀プラン」に基づく 9月1日以降の対応について

滋賀県における新型コロナウイルス感染拡大防止対策

- イベントの開催自粛要請については、現状の感染状況等に鑑み、9月末までは現在の要請を継続する。
- なお、9月末までの感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、目安を見直す場合がある。
- また、10月以降については、国の方針に基づき改めて検討を行う。

対策の内容	8月31日まで	感染状況を見つ、 当面9月末まで
①外出自粛	・外出自粛の要請は行わない	
②イベントの開催自粛要請	・イベント主催者に対し、開催自粛を要請 【開催にあたっての上限の目安】 屋内5,000人（収容率50%以内） 屋外5,000人（十分な間隔）	
③施設の使用制限の要請等	・施設の使用制限の要請等は行わない	
④感染拡大防止対策の徹底	・2ページの協力要請の内容を参照	

9月1日以降のイベント開催自粛の考え方

【イベント開催に当たっての留意事項】

- 手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底。
- イベント主催者や出演者に「業種別ガイドライン」等に基づく行動、参加者の連絡先把握、感染拡大防止システム「もしサボ滋賀」、接触確認アプリ「COCOA」の活用、イベント前後の感染対策（行動管理含む）の呼びかけ。
- 全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定されている場合は、滋賀県新型コロナ対策相談コールセンターへ事前に相談

<基本的な考え方>（収容率と人数上限でどちらか小さい方を目安）

時期		収容率の目安	人数上限の目安
感染状況を見つ、 当面9月末まで	屋内	50%以内	5,000人
	屋外	十分な間隔 ※できれば2m	5,000人

<具体的な当てはめ>

- イベント主催者は、特に、全国的な移動を伴うものには格段の注意。
- 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応。
- プロスポーツ等においては、無観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等	お祭り・野外フェス等	
				全国的・広域的	地域の行事

感染状況を見つ、 当面9月末まで	○	【5,000人または定員の50%のどちらか 小さい方を目安】 1	×	○	※特定地域からの 来場を見込み、人 数を管理できるも のは可（敬老会、 子ども会など）
---------------------	---	--	---	---	---

感染拡大防止対策 協力要請の内容

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、以下の点について県民の皆様に対して協力の要請を行う。(令和2年7月31日)

■ 感染対策の徹底

- 手洗いの励行、マスクの着用、3つの密の回避など、基本的な感染対策の徹底。特に高齢者と接する機会のある方は、格段の注意
- 免疫力を保ち、高める生活習慣の実践(休養・適度な運動・ストレスをためない等)
- 感染者が多数確認されている大都市等への外出は、慎重に検討
- マスクをつけない状態での大声での会話を避けるなど、自らの感染対策も徹底したうえで施設を利用。利用する施設の感染防止策をしっかりと確認し、対策がとられていない施設については、利用を回避
- 体調に違和感がある場合は、自宅で休養し、人との接触を回避。症状がなくても、感染を広める可能性があることを意識した行動
- 会食や飲み会、共同生活でのクラスター事例が確認されたことから、そうした場での感染対策の一層の徹底。特に集団での行動時に注意
- 新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」、接触確認アプリ「COCOA」の活用

■ 施設・事業所における感染防止策の徹底

- 業種別感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止策の徹底。利用者にも感染防止策への協力を依頼
- 新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」の導入と「感染予防対策実施宣言書」の掲示
- テレワーク・時差出勤の推進



感染予防対策実施宣言書

■ 大規模イベントにおける感染防止策の事前相談

- 全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定されている場合の滋賀県新型コロナ対策相談コールセンターへの相談

滋賀県新型コロナ対策相談コールセンター

電話番号：077-528-1344

開設時間：9:00～17:00（平日のみ）